○法務省告示第五百五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十二日

法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表に次のように加える。

日本グラスファイバー工業株式会社	愛知県江南市五明町石橋十八番地	不織布設備運転

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社富士ボルト製作所	東京都江東区亀戸一丁目十三番二十七号	機械加工

○外務省告示第三百九十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十三年十一月二十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年十二月十二日

外務大臣　玄葉光一郎

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成23年11月29日	2010年12月3日	TK3489185

○外務省告示第三百九十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年十二月十二日

外務大臣　玄葉光一郎

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成23年12月1日	2008年1月8日	TH5130974
平成23年12月1日	2004年1月6日	TG4707068
平成23年12月1日	2010年3月29日	TK1525819

○財務省告示第十四号
○農林水産省告示第十四号
経済産業省告示第十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件（平成二十年七月財務省農林水産省経済産業省告示第一号）を改正し、平成二十三年十二月十二日から適用する。

平成二十三年十二月十二日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

第四条第二号中「別表第一第十四号中欄」を「別表第一第十四号の中欄」に改め、同条第四号中「第三号」を「前号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二　対象債権が、特定資金の貸付けが行われる時において元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借（以下「劣後特約付金銭消費貸借」という。）によるものであるときは、平成二十四年三月三十一日までの間は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一　対象債権が法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者に係るものである場合　〇・一パーセント

二　対象債権が令第四条第二号ヌに掲げる者に係るものである場合　〇・一パーセント（ただし、同号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）に係るものである場合は、次号又は第四号の規定を適用する。）

三　対象債権が資本金十億円以上の法人に係るものである場合（第一号に掲げる場合を除く。）　〇・五パーセント

四　対象債権が資本金十億円未満の法人に係るものである場合（第一号に掲げる場合を除く。）　一・〇パーセント

第五条第一項第一号中「前条第五号」を「第四条第五号」に改め、同項第二号中「前条第一号」を「第四条第一号」に、「前条第三号」を「第四条第三号」に、「法別表第一第十四号中欄」を「同欄」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「前条第一号」を「第四条第一号」に改め、同条第二項中「回復しがたい」を「回復し難い」に改め、同条第四項中「補てん割合」を「補塡割合」に、「前条」を「第四条」に改める。

第五条の二中「前条第一項第三号」を「前条第一項」に、「同号に掲げる場合は、別表第三の二に掲げる」を「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、「ものとする」を削り、同条に次の各号を加える。

一　前条第一項第三号に掲げる場合（次号に掲げる場合を除く。）　別表第三の二に掲げる割合

二　対象債権が劣後特約付金銭消費貸借によるものである場合　百分の五十

附則を削る。

○農林水産省告示第二千三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十二月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　徳島県吉野川市美郷字大鹿二七八の一、二八四、字栩谷三七七、美馬市脇町字東俣名一〇九二の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栩谷三七七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　徳島県板野郡上板町神宅字坂口二二の二、二二の三、三好市井川町友信七二一四の二、七二一六、美馬市穴吹町古宮字葛生五一一、五一二の二、五一五、五一六の一、五一六の二、美馬郡つるぎ町半田字蔭名四一九の一、四二三、字西久保五六〇、五六二の一、一宇字大横七五九

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

井川町友信七二一四の二・七二一六・字葛生五一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五一二の二、五一五、五一六の一、五一六の二、字蔭名四一九の一・四二三・字西久保五六〇・五六二の一・字大横七五九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字太合八三三の一、八三三の二、八三三、八三五、八五五、八六九、八七一の一、美馬郡つるぎ町半田字蔭名一一六九

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字太合八三三の一・八六九・字蔭名一一六九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。